

ID: 370

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市多目的交流広場条例 第3条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第183号		
【根拠条文】 (使用の許可) 第3条 長門市俵山多目的交流広場(以下「広場」という。)を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。 2 市長は、施設の管理上必要な範囲で、前項の許可に条件を付することができる。 【基準】 根拠条文及び第4条の規定による。 (許可の制限) 第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (2) 建物又は附属設備器具を滅失し、又は損傷するおそれがあると認められるとき。 (3) 管理上支障があると認められるとき。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日